

令和4年6月長野市議会定例会提出条例案について

総件数		3
内 訳	新規制定	0
	一部改正	3
	廃止	0

1 長野市支所設置条例等の一部を改正する条例

担当課	企画政策部企画課、企画政策部交通政策課、地域・市民生活部地域活動支援課、建設部監理課、建設部住宅課、都市整備部市街地整備課、上下水道局総務課
理由	長野都市計画長野駅周辺第二土地区画整理事業による地番の変更及び七瀬の区域の画定に伴い、改正するもの
主な内容	(1) 長野市支所設置条例の一部改正 長野市芹田支所の所管区域に七瀬を加える。 (2) 道路法に基づく自動車駐車場に関する条例の一部改正 長野市長野駅東口地下駐車場の位置を長野市大字栗田2538番地に改める。 (3) 長野市特別市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正 長野市特別市営住宅栗田団地の位置を長野市大字栗田1978番地1に改める。 (4) 長野市七瀬住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正 長野市七瀬住宅の位置を長野市七瀬29番地1に改める。 (5) 旧長野市七瀬移住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正 長野市七瀬移住促進住宅の位置を長野市七瀬29番地1に改める。 (6) 長野市従前居住者用住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正 長野市栗田従前居住者用住宅の位置を長野市大字栗田1978番地1に、長野市七瀬従前居住者用住宅の位置を長野市七瀬29番地1に改める。 (7) 長野市有料駐車場条例の一部改正 長野市長野駅東口駐車場の位置を長野市大字栗田2538番地に改める。 (8) 長野市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正 長野市長野駅東口自転車駐車場の位置を長野市大字栗田2273番地に、長野市長野駅東口第二自転車駐車場の位置を長野市大字栗田2250

	番地に改める。 (9) 長野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正 長野市水道事業の給水区域及び長野市公共下水道事業の排水区域に七瀬を加える。
施行期日	令和4年8月13日

2 長野市市税条例等の一部を改正する条例

担当課	財政部市民税課、財政部資産税課
理由	地方税法（以下「法」という。）の一部改正に伴い、改正するもの
主な内容	<p>(1) 納税義務者が交付に係る手数料を納付する納税証明書について、法の規定に基づき、固定資産課税台帳に記載されている住所が明らかにされることにより人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがある場合等に当該住所に代わる事項の記載をしたものを含むものと定める。</p> <p>(2) 給与所得者の扶養親族等申告書及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書の記載事項に、所得割の納税義務者の自己と生計を一にする配偶者（退職所得等に係る所得を有する一定のものに限る。）の氏名を加える。</p> <p>(3) 住宅借入金等特別税額控除の適用に係る期限を令和20年度までの各年度分の個人の市民税（居住年が令和7年まで）に改める。</p> <p>(4) 納税義務者等が閲覧に係る手数料を納付する固定資産課税台帳等について、法の規定に基づき、当該固定資産課税台帳等に記載されている住所が明らかにされることにより人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがある場合等に当該住所に代わる事項の記載をしたものを含むものと定める。</p> <p>(5) 納税義務者等が交付に係る手数料を納付する固定資産課税台帳の記載事項の証明書について、法の規定に基づき、当該固定資産課税台帳に記載されている住所が明らかにされることにより人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがある場合等に当該住所に代わる事項の記載をしたものを含むものと定める。</p> <p>(6) 公共下水道を使用する者が工場等に設置した除害施設に係る固定資産税の課税標準に係る軽減特例として、法の規定に基づき条例で定める割合を5分の4に改める。</p>
施行期日	公布の日。ただし、(2) 及び(3) については令和5年1月1日、(1)、(4) 及び(5) については民法等の一部を改正する法律の規定の施行日

3 長野市児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

担当課	こども未来部こども政策課
-----	--------------

理 由	長野市長沼児童センターの移転に伴い、改正するもの
主な内容	長野市長沼児童センターの位置を長野市大字津野 190番地 1 に改める。
施行期日	公布の日